平２９．６．１９
総　１　０　－　１

政府税制調査会
海外調査報告
（総論）

2017年6月19日

近年の納税実務等を巡る環境変化について

1. 現状認識

- 近年、経済活動におけるICTの利用が拡大し、それに伴い、経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。
- これを受け、税務行政においても、納税者利便の向上、適正公平な課税の実現に資するため、時々の要請に応じて制度的な対応を行ってきた。例えば、電子申告の導入、税法により保存を求めている書類の電子保存化が進められてきたほか、国外の財産を報告する枠組みの整備等が行われてきた。

2. 問題意識

- こうした環境変化は今後も進展していくことが見込まれるため、中長期的な対応として、専門的・技術的見地から検討を行っていく必要がある。その検討に当たっては、納税者・税理士・税務当局をはじめとする実務当事者のニーズを的確に踏まえるとともに、諸外国の先進的な取組みについても参考とする必要があるのではないか。
- 税務手続のICT化は道半ばであり、納税者利便の向上、適正公平な課税の実現の観点からも、政府の情報基盤やICTの活用によって、税務関係情報の流れや処理を合理化し、税務手続の簡素化及び税務行政の高度化・効率化を図ることが考えられるのではないか。
- 経済活動が多様化する中、適正公平な課税を実現していくためには、税務当局が、法定調書やそれ以外の方法により、必要な情報を収集できるような制度的な対応も必要となってくるのではないか。

納税実務等を巡る近年の環境変化への対応に向けた 海外調査について
～平成29年1月27日　政府税制調査会資料（抜粋）～

１．趣旨

経済活動のICT化や多様化を踏まえ、税務手続の利便性向上及び適正公平な課税の実現に向けた検討のため、諸外国における取組みを参考とする必要があることから、各国の納税実務に係る諸制度やその実際の運用について、委員数名を海外に派遣して調査を行うこととし、以って今後の議論に役立てることとする。

２．日程

４月下旬～５月上旬頃にかけて、委員の海外派遣を実施。

３．派遣対象国

米国、カナダ、英国、フランス、エストニア、スウェーデン、韓国

４．主な調査内容

・税務手続の電子化など、納税者の利便性向上に係る諸制度とその運用状況
・情報収集のあり方など、適正公平な課税の実現に係る諸制度とその運用状況 等

規制改革推進に関する第1次答申 （平成29年5月23日 規制改革推進会議）（電子申告関係部分）

Ⅱ 行政手続コストの削減に向けて

３．今後の取組

（前略）各府省は、行政手続簡素化の3原則（「行政手続の電子化の徹底」、「同じ情報は一度だけの原則」、「書式・様式の統一」）を踏まえ、行政手続コストを2020年までに20%削減すること等を内容とする行政手続部会取りまとめに沿って、積極的かつ着実に行政手続コストの削減に向けた取組を進める。その際、府省間の連携が必要な取組についても積極的に対応する。また、行政手続部会は、行政手続部会取りまとめに沿って、各府省の取組についてフォローアップを行い、行政手続コストの削減に引き続き取り組む。

規制改革会議行政手続部会取りまとめ （平成29年3月29日 規制改革推進会議行政手続部会）［抄］

２．重点分野

【取組の内容】

重点分野は以下の９分野とする。

①営業の許可・認可に係る手続 （各省庁に共通する手続）
②社会保険に関する手続 （個別分野の手続）
③国税 （個別分野の手続）
④地方税 （個別分野の手続）
⑤補助金の手続 （各省庁に共通する手続）
⑥調査・統計に対する協力 （各省庁に共通する手続）
⑦従業員の労務管理に関する手続 （個別分野の手続）
⑧商業登記等 （個別分野の手続）
⑨従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 （個別分野の手続）

なお、「従業員の納税に係る事務」については、規制改革推進会議（投資等ワーキンググループ）において、社会全体の行政手続コストの削減に向けた検討を別途行う。また、「行政への入札・契約に関する手続」については、行政手続部会において、別途検討を行う。

（注） 事業者に対するアンケート調査において、上記①～⑨を「負担」とした回答を合計すると、全体の約７割（69%）を占める

３．削減目標

（４）削減目標

【取組の内容】

削減目標は、削減率２０%とする。

（注１）「国税」については、次の事情を踏まえ、削減目標とは別途の数値目標等を定める。

１．「国税」については、以下の点に留意する必要がある。
① 我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること。
② 消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であること。

２．諸外国の税分野における行政手続コスト削減の要因は明確ではないが、少なくとも電子申告の利用率の大幅な向上が寄与していると考えられることに鑑み、次の数値目標を設定する。
① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率 100%。
② 中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告（e-tax）の利用率 85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e-tax）の利用率 100%。

３．手続の電子化、簡素化等により、事業者の負担感減少に向けた取組を進める。
① 電子納税の一層の推進
② e-tax の使い勝手の大幅改善（利用満足度に係るアンケートを実施し、取り組む）
③ 地方税との情報連携の徹底（法人設立届出書等の電子的提出の一元化、電子申告における共通入力事務の重複排除等）

e-Tax（国税電子申告・納税システム）

○e-Taxは、所得税、法人税、消費税等の申告や法定調書・申請・届出の提出といった各種手続をｲﾝﾀｰﾈｯﾄを通じて行うｼｽﾃﾑ。納税もﾀﾞｲﾚｸﾄ納付（事前に税務署に届出をすることで、e-Taxによる申告書等の提出後、指定した預貯金口座からの振替により電子納税を行う仕組み）やｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ等を通じて行うことが可能。
○ e-Taxは、納税者の利便性向上、行政事務の効率化に資するものであり、e-Taxの普及に向け利便性向上策を推進。

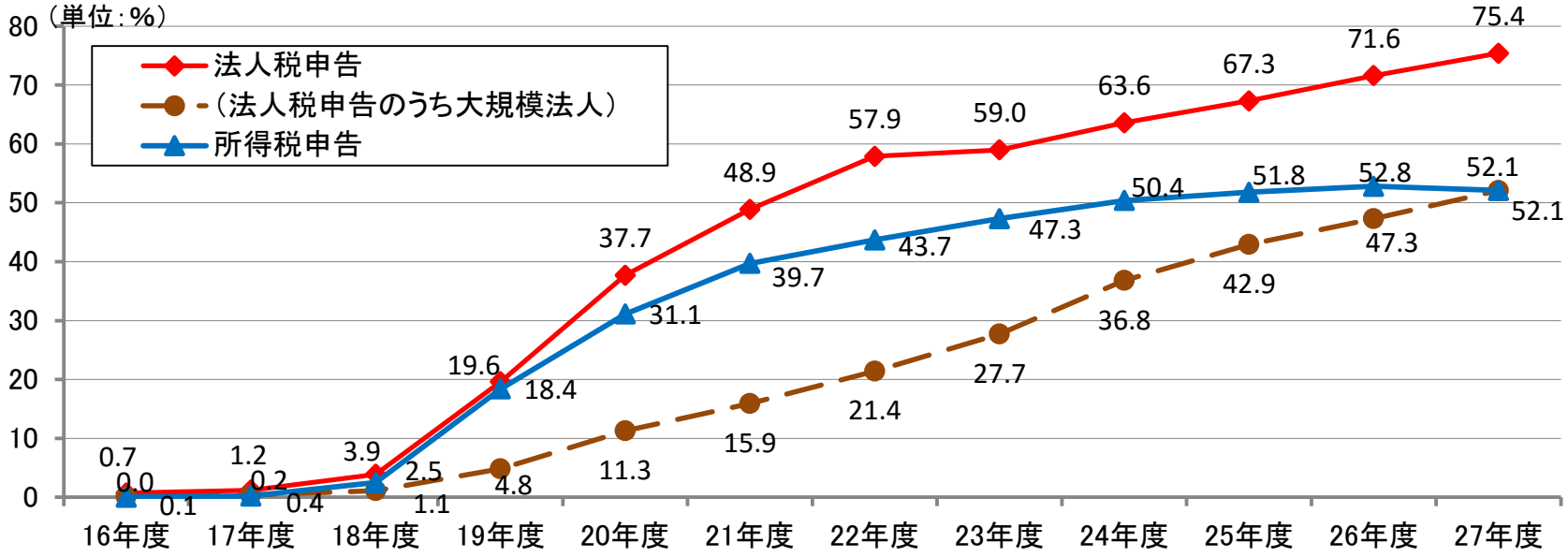

主な利便性向上策

- **電子申告における電子証明書省略**（税理士等の代理送信における本人の電子署名省略）（平成19年～）
- **電子申告における第三者作成書類の添付省略**（例：源泉徴収票、医療費の領収書等）（平成20年～）
- **添付書類のイメージデータ（画像）による提出**
  これまでe-Taxで申告等を行った場合でも、書面による提出が別途必要であった添付書類（契約書、出資関係図等）について、ｲﾒｰｼﾞﾃﾞｰﾀによる提出を可能とした。（法人税関係：28年4月～、所得税関係：29年1月～）
- **e-Taxで受付可能なデータ形式への変換機能（プログラム）の提供**
  市販の会計ｿﾌﾄや自社ｿﾌﾄで作成された財務諸表や勘定科目内訳明細書について、e-Taxで受付可能なﾃﾞｰﾀ形式への変換機能を提供し、変換後の電子ﾃﾞｰﾀによる提出を可能とした。（平成28年4月～）

法人税の電子申告の状況について（未定稿）

国名	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	スウェーデン	エストニア	韓国	（参考）ドイツ
電子申告割合（2013年）	40%	98%	96%	70%	75%	99%	98%	n.a.
電子申告対象手続	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書の申告 ※添付書類は義務なし	○法人税申告書の申告 ※添付書類は義務なし	○法人税申告書及び添付書類の申告	○法人税申告書の申告 ※添付書類は義務なし
電子申告義務化状況	一部義務化	原則義務化	一部義務化	一部義務化	義務化せず	一部義務化	義務化せず	原則義務化
義務化した年	○2005年12月31日以降に終了する課税年度	○2010年4月1日以降に終了する課税年度であって、2011年4月1日以降に行われる申告	○2000年12月31日以降に終了する課税年度	○2009年12月31日以降に終了する課税年度		○2011年1月1日以降の申告分		○2011年1月1日以降に開始する事業年度
対象義務者	○課税年度末時点の総資産1,000万ドル以上で、暦年で250枚以上の申告書を提出する普通法人等 ※申告書、支払調書等あらゆる様式を含む	○全法人	○公共財政総局大企業局が所管する法人 ※税抜売上高又は総資産4億ユーロ以上 ○前年税抜売上高が1,500万ユーロ超の法人	○年間総収入が100万カナダドル超の法人 ※保険会社、外国法人等、特殊な申告書を作成する必要がある法人を除く		○従業員が5人超の法人		○全法人
免除規定	○IRS長官が正当な困難事由があると認める場合 ※正当事由等を記載した免除申請書を提出する必要	○清算命令が出ている場合等	○なし	○なし		○なし		○電子申告が困難な場合 ※申請が必要
罰則・恩典の適用の可否	○無申告とみなされ、無申告加算税を賦課	○無申告とみなされ、無申告加算税を賦課（100～1,000ポンドと税額の10～20%の併科）	○電子申告以外の方法で提出された申告にかかる税額の0.2%の加算税を賦課（下限60ユーロ）	○1,000カナダドルの加算税を賦課		○無申告とみなされ、過料を科される（1,300ユーロ以下）		○なし

（出所）電子申告割合は、OECD “Tax Administration 2015” による。

規制改革推進に関する第1次答申 （平成29年5月23日 規制改革推進会議）
（年末調整関係部分）

Ⅲ 各分野における規制改革の推進

4. 投資等分野

（2） 具体的な規制改革項目

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

ア 所得税に係る年末調整手続の電子化の推進

【平成29 年度検討・結論】

給与所得に係る源泉徴収制度・年末調整制度は、所得税の納税者の多数を占める給与所得者（被用者）の納税手続を簡便化し、社会的なコストを抑制する仕組みとして長年用いられている。

こうした中、源泉徴収義務者（雇用者）の事務負担も踏まえ、書面により提出することとされている年末調整関係書類（保険料控除証明書、住宅ローン残高証明書）について、電磁的な方法による提出を可能とすべき、雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除について、手続を簡素化すべきといった指摘もある。

したがって、ICTの一層の活用等により、被用者・雇用者を含めた社会全体のコストを削減する観点から、電磁的な方法による年末調整関係書類の提出を原則全て可能とすることについて、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

その際、被用者が電磁的に交付された控除証明書を活用して簡便に控除申告書を作成し、雇用者に提供することができる仕組みの構築についても検討し、結論を得る。

また、年末調整全体のプロセスの更なる合理化を図る観点から、

- 雇用者を対象とする団体扱特約により払い込んだ生命保険料等に係る保険料控除の控除申告書等について、事業者内における被用者から雇用者への控除申告書の提出手続の簡素化を図るとともに、
- 今後、マイナポータルと関連事業者や雇用者との間で効率的に情報の連携を行う仕組みの整備、及び必要な法制上の措置を前提として、保険料控除・住宅ローン控除といった各種控除に係る情報をマイナポータルに通知し、当該情報を控除の証明書として活用する枠組み等を検討すること、

などについて、その可能性及び方策を、関係者の意見も踏まえて検討し、結論を得る。

日本における給与所得者の年末調整事務の流れ

- 年末調整は、毎月の源泉徴収税額の累積額と、年間を通じた給与所得に係る年税額の差を12月に精算する仕組み。
- 年末調整を実施している者は4,300万人。扶養家族の変更や源泉徴収税額に反映されない生命保険料控除(3,100万人)、地震保険料控除(700万人)、住宅ローン控除(300万人)といった控除を年税額計算に反映させ税額を確定・精算。

【年末調整事務の流れ】

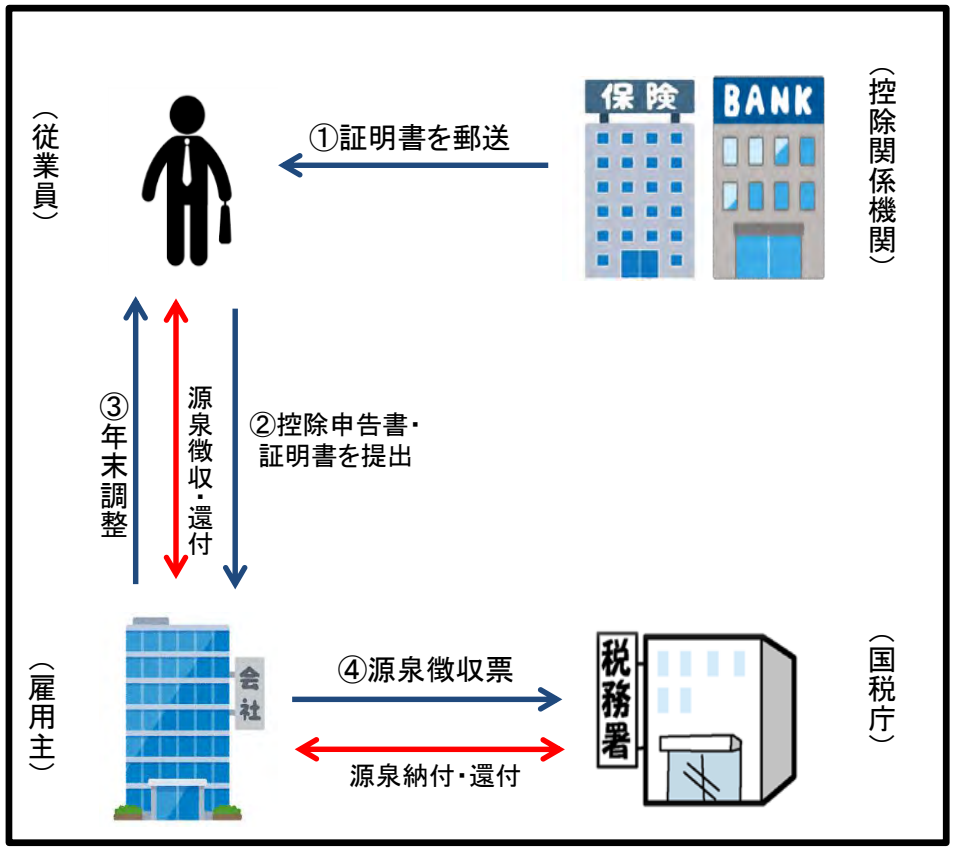

月	従業員	雇用主 (or控除関係機関)	国税庁 (市町村)
11	← 金融機関等が控除証明書を郵送（～11月下旬頃）		
12	→ 控除申告書・証明書（～12月上旬頃） ← 年末調整（12月の給与・賞与）		
1	⇐ ⇒ 源泉徴収票（～1月末）		
2			
3	➡ 必要に応じ確定申告（～3月15日）		
4			
5	← 個人住民税賦課決定通知（～5月末）		

（注1）人数は国税庁「27年分 民間給与実態統計調査（1年を通じて勤務した給与所得者）」。住宅ローン控除は2年目以降の年末調整適用者である。
（注2）源泉徴収票の税務署への提出は、給与500万円超の者など一定のものに限る（市区町村へは全て提出）。
（注3）医療費控除や寄附金控除の適用を受けたい者は確定申告を行って精算する必要がある。

個人所得税の納税手続に関する諸外国比較（年末調整がある国）

		日本	ドイツ	韓国	イギリス
給与源泉徴収		○ （1940年～）	○ （1920年～）	○ （1950年～）	○（※1） （1944年～）
年末調整		○ （1947年～）	○ （1948年～）	○ （1975年～）	○（※1） （1944年～）
	対象となる控除	生保控除等	生保控除、 寄附金控除等	生保・医療費・ 寄附金等全ての控除	寄附金控除
	金融所得	×	×	×	利子・配当：○ CG：×
記入済申告書		×	×	×（※2）	×
【備考1】 金融所得の取扱い		分離課税 ・利子：源泉分離課税 ・配当・CG： 源泉徴収により申告不要 （申告により総合課税や分離課税も選択可）	分離課税 ・利子・配当・CG： 源泉徴収により申告不要 （申告により総合課税も選択可）	分離課税 ・利子・配当：源泉徴収により申告不要（※3） ・CG：非課税	段階的課税（※4） ・利子・配当：年末調整により申告不要（※5） ・CG：申告
【備考2】 課税方式		申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税（※6）
【備考3】 生保・医療費・ 寄附金控除の有無		○	○	○	生保・医療費：× 寄附金：○

（参考）各国とも、一般的な取扱いを記載。なお、利子については預貯金の利子、株式等については上場株式等（日本の場合は特定口座を利用）を想定。

※1　年末に一括して行うのではなく、給与支払の度に調整を行う仕組みに移行中。なお、導入年は、現在のPAYE制度の導入年を記載。

※2　韓国における記入済申告書は、一部の零細事業者に対して導入。また、非事業者が確定申告を行う際には、支払調書に基づく所得情報（給与や報酬等）を電子申告サイトで閲覧・利用可能。

※3　利子・配当所得の合計が一定額を超過した場合、申告義務が生じる。超過額に対しては、源泉徴収税率と総合課税の税率のうち、税額の大きい方が適用される。

※4　給与所得等、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に各所得を一旦合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

※5　利子・配当所得への課税は、支払者による源泉徴収はなく、それぞれ一定額以下の場合は雇用者が給与から天引きして徴収。それぞれ一定額を超過する場合は、納税者に申告義務が生じる。

※6　イギリスは個人所得税の電子申告化を進めており（法人税は義務化済み）、電子申告の場合は申告納税だが、引き続き紙申告を選択する場合、賦課課税となる。

個人所得税の納税手続に関する諸外国比較（年末調整がない国）

		スウェーデン	エストニア	フランス	カナダ	アメリカ
給与源泉徴収		○ （1947年～）	○ （1991年～）	×	○ （1942年～）	○ （1943年～）
年末調整		×	×		×	×
記入済申告書		○ （1995年～）	○ （2001年～）	○ （2006年～）	○（※1） （2015年～）	×
	給与所得	○	○	○	○	
	金融所得	利子・配当：○ CG：×（※2）	利子：○ CG：×（※2）	利子・配当：○ CG：×	利子・配当：○ CG：×（※2）	
【備考1】 金融所得の取扱い		分離課税 ・利子・配当・CG：申告	総合課税 ・利子・CG：申告 ・配当：非課税	総合課税 ・利子・配当・CG：申告	総合課税 ・利子・配当・CG：申告	総合課税（利子） 段階的課税（配当・CG） （※3） ・利子・配当・CG：申告
【備考2】 課税方式		賦課課税	申告納税	賦課課税	申告納税	申告納税
【備考3】 生保・医療費・ 寄附金控除の有無		×	生保・医療費：× 寄附金：○	生保・医療費：× 寄附金：○	生保：× 医療費・寄附金：○	生保：× 医療費・寄附金：○

（参考）各国とも、一般的な取扱いを記載。
※1　電子申告を行う場合のみ記入済申告書による申告が可能。
※2　一定の株式の売却金額は記入済申告書に反映されるが、取得価額は反映されない。
※3　アメリカの段階的課税は、給与所得、配当所得及び長期キャピタルゲインの順に各所得を合算した総額に応じて、各所得に係る税率ブラケットがそれぞれ決まるため、勤労所得等の額が、金融所得に係る税率に影響するという点では、総合課税に近い構造を有する。

被用者の納税に係る事務負担の在り方（イメージ）

源泉徴収・年末調整制度は、租税原則、人口規模、課税体系（金融所得の課税上の取扱い等）を踏まえ、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられる場合に適しており、同様の課税体系等を有する諸外国でも採用・継続されている制度。

被用者の納税事務を取巻く現状

- 申告納税制度の下、確定申告義務あり
- 年末調整により、多くの者が確定申告が不要

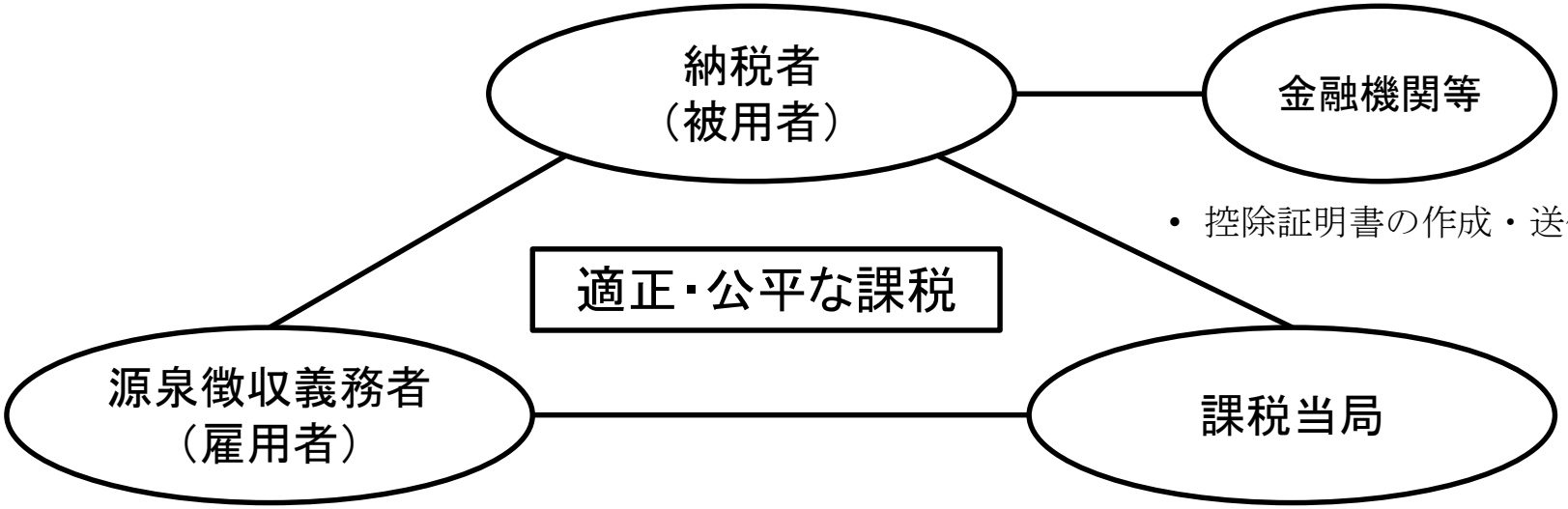

- 控除証明書の作成・送付

年末調整事務
- 様々な証明書の収集
- 年税額の確認等

- 申告者（2,200万件）へ対応
  （申告相談、申告税額の確認等）
- 実調率の著しい低下

年末調整制度について、ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、被用者・雇用者・課税当局等の社会全体のコストがネットで削減されるものとする必要。

参考資料

個人のICT化の状況

2016年10月14日
税制調査会資料

○ インターネットの利用者数及び利用者の割合

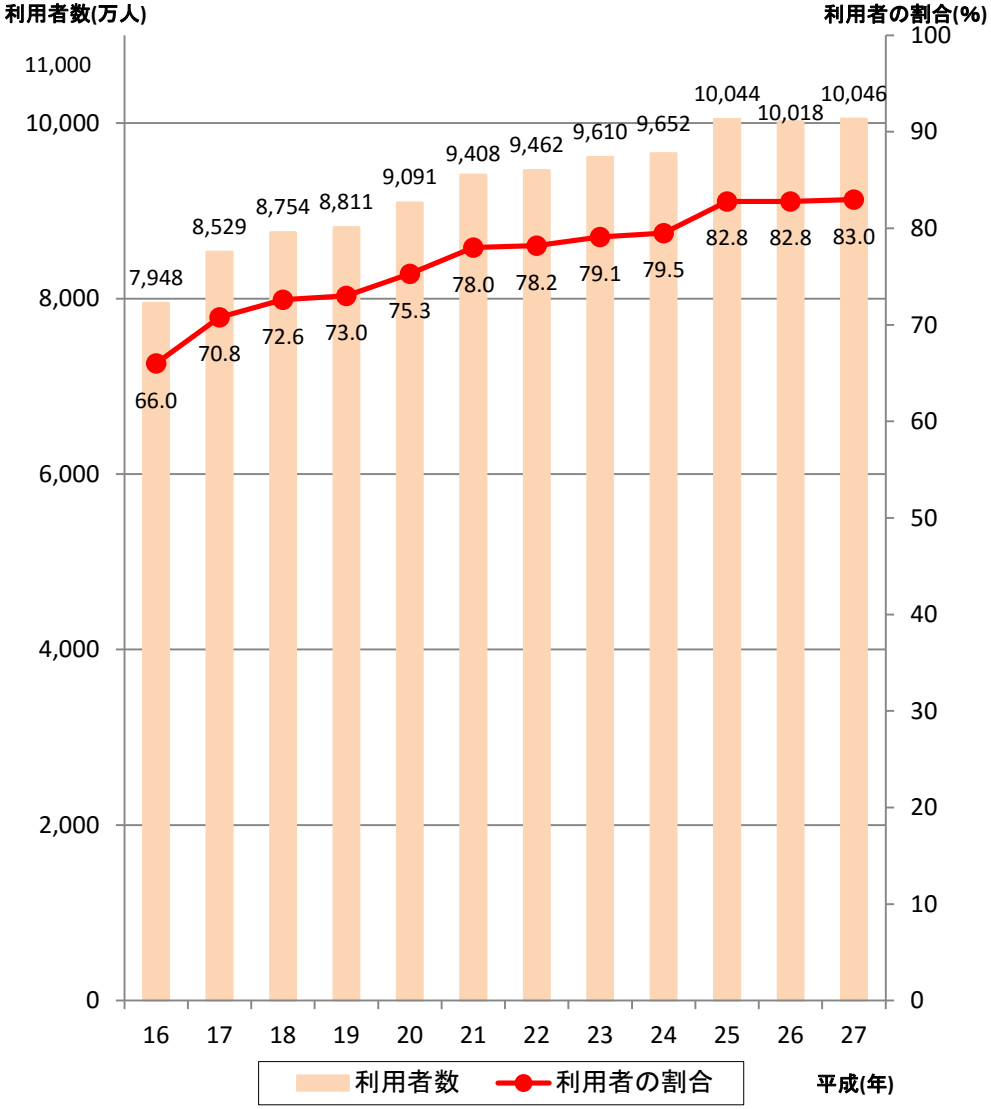

（注）インターネット利用者数は、6歳以上で、調査対象年の1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った調査の推計値。

○ 情報通信機器の保有状況の割合

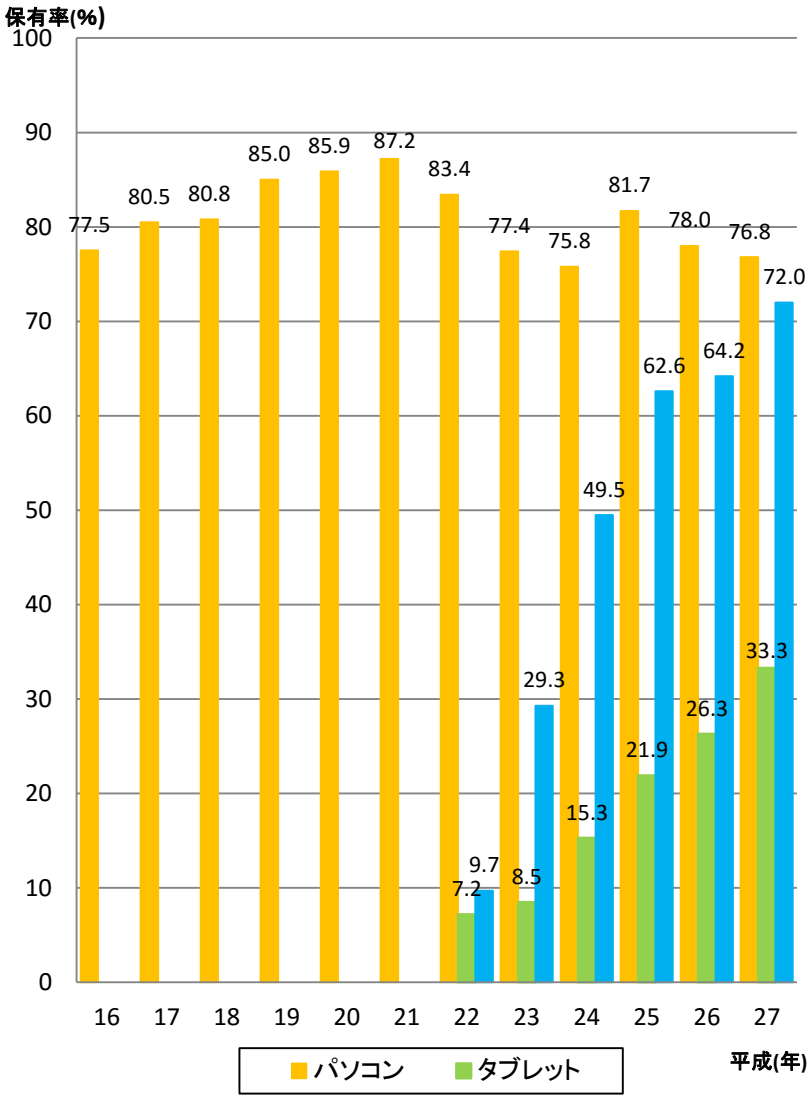

（注）保有率は、各年の世帯（20歳以上（各年4月1日現在）の世帯主がいる世帯：サンプル調査）における各情報通信機器の保有割合。
（出典）総務省「平成27年通信利用動向調査」

企業活動におけるICT化の状況（1）

2016年10月14日
税制調査会資料

○ クラウドサービスの利用状況

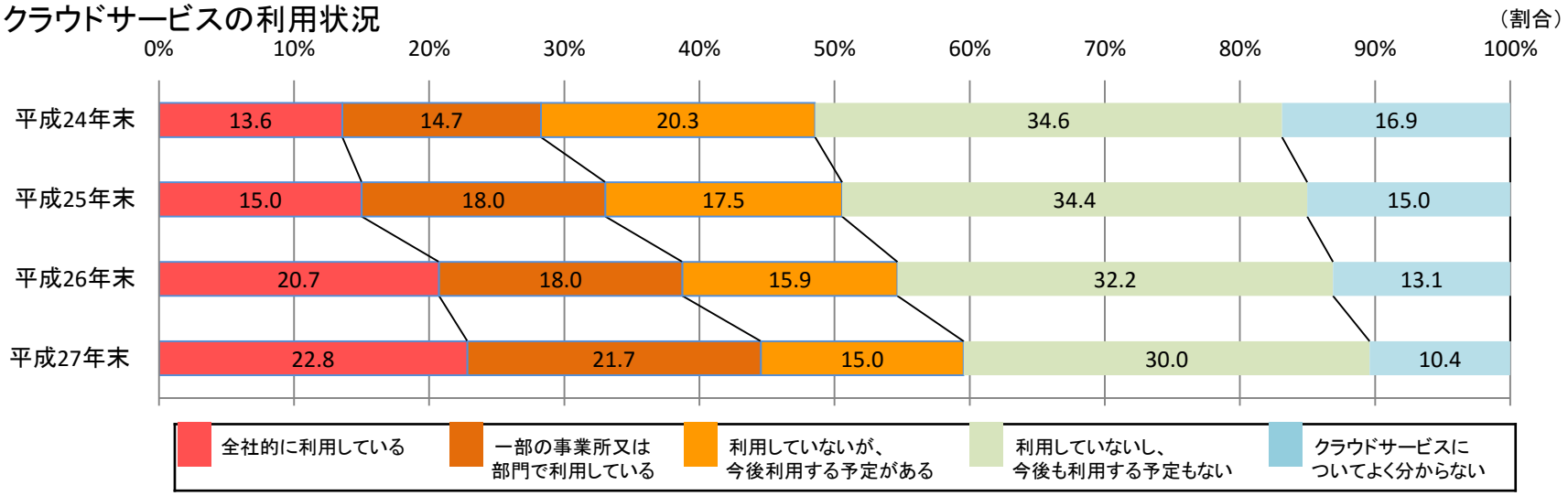

○ クラウドサービスの利用目的（主なもの）

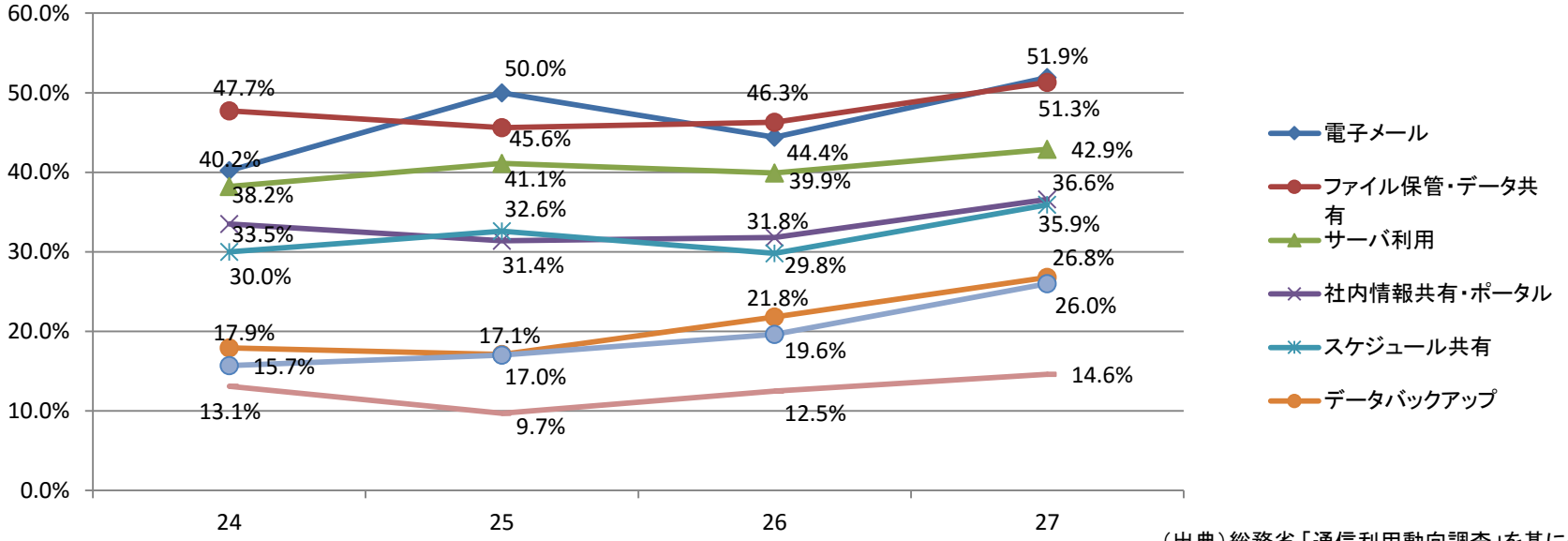

（出典）総務省「通信利用動向調査」を基に作成

（注）通信利用動向調査（企業調査）とは、常用雇用者規模100人以上の企業（公務を除く）を対象としたサンプル調査

企業活動におけるICT化の状況（2）
（日本の電子商取引(EC)市場規模の推移）

2016年10月14日
税制調査会資料

BtoB市場規模の推移

BtoB：企業間取引

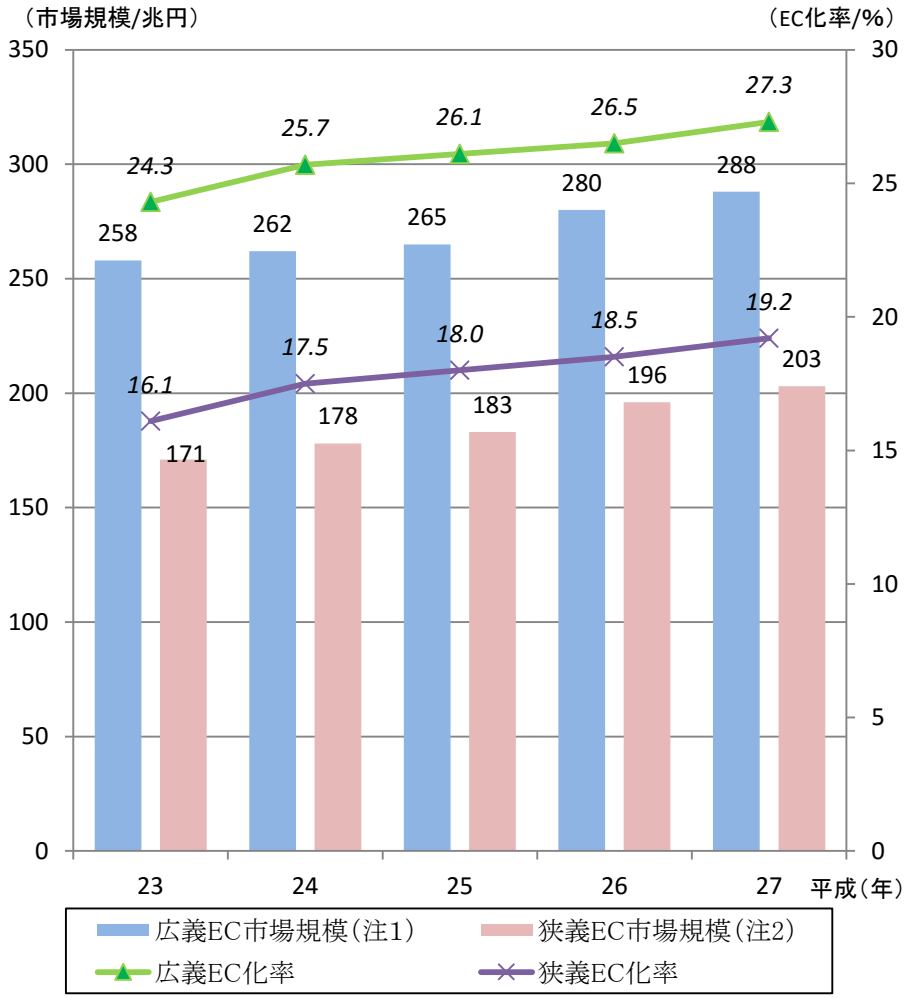

（注１）広義EC：コンピューターネットワークシステムを介し商取引が行われ、かつ、その成約金額が捕捉されるもの。
（注２）狭義EC：インターネット技術を用いたコンピューターネットワークシステムを介し商取引が行われ、かつ、その成約金額が捕捉されるもの。

BtoC市場規模の推移

BtoC：企業と一般消費者の取引

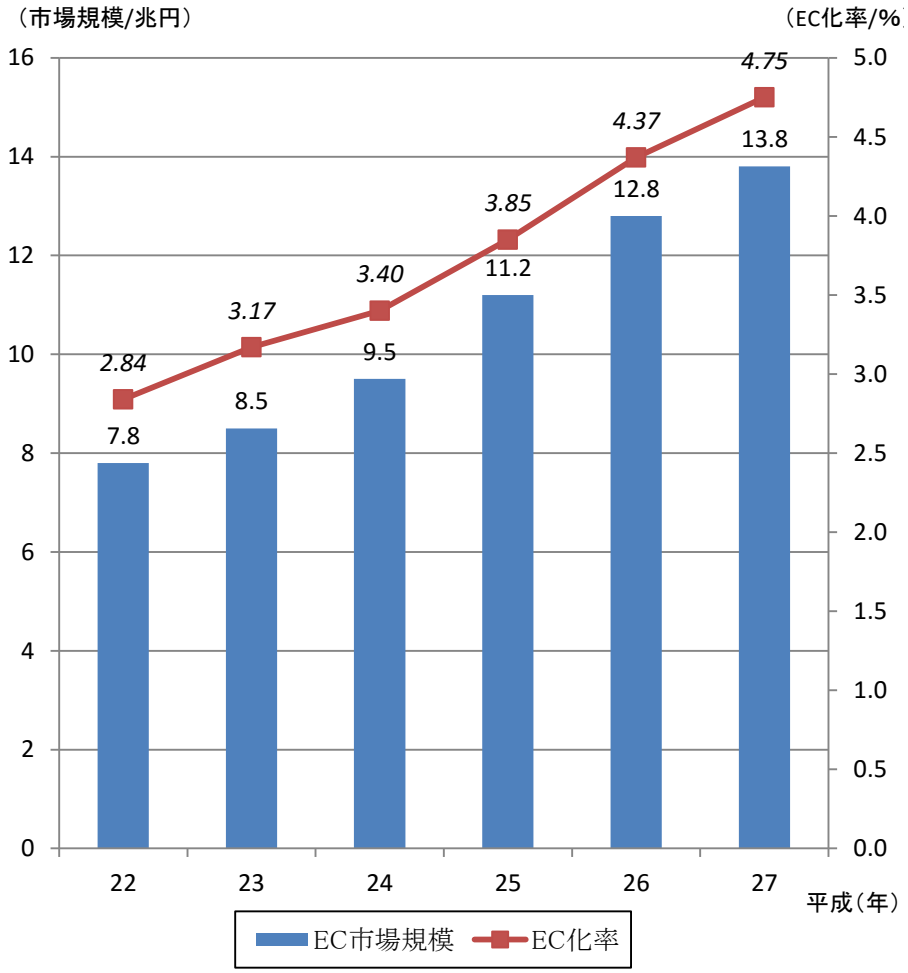

（注）BtoC市場規模の推計対象は、個人消費における全ての財（商品）、サービスのなかでインターネットを通じて行われた取引の金額であり、その内訳は「物販系分野」、「サービス系分野」、「デジタル系分野」に大別される。EC化率の算出対象は、そのうち「物販系分野」に限定されている。

（出典）経済産業省ＨＰを基に作成

ICT化に伴う経済取引の多様化

（例：シェアリングエコノミー、FinTech分野における決済・送金）

○ シェアリングエコノミー

「シェアリングエコノミー」とは、典型的には個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。

シェアリングエコノミーの例

空き部屋や不動産等の貸借をマッチングするオンラインプラットフォーム

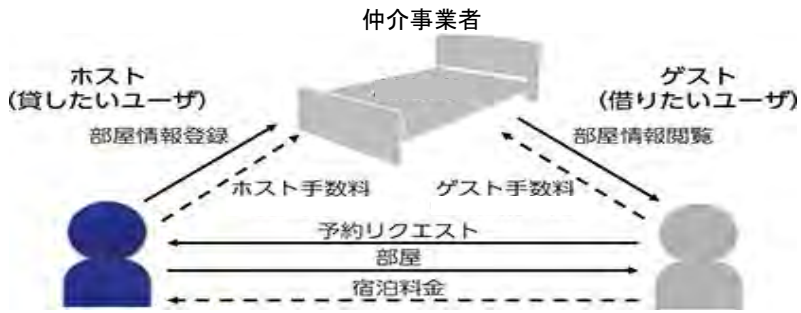

シェアリングエコノミーの市場規模（全世界ベース）

2013年		2025年（見込み）
150億ドル	➡	3,350億ドル

※　金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェアリングを対象

（出典）総務省「平成27年版 情報通信白書」を基に作成

○ FinTech各分野における決済・送金

1. オンライン決済手段提供

企業が提供するアカウント（デジタルウォレット）を通じたオンライン決済業務および決済代行事業で構成

2. オンライン海外送金

主に海外出稼ぎ労働者から本国への仕送りニーズに応えるサービスが中心

3. リアル決済手段提供

モバイルに付属させるドングルでのカード決済サービスのほか、事業者と顧客間のマッチングサービスも含む

4. ビットコイン関連

ビットコインの（法定通貨での）売買、送金 等

（出典）経済産業省　FinTech検討会合資料

所得税に係る税務手続の流れ
（個人事業主を例として）

2016年10月14日
税制調査会資料

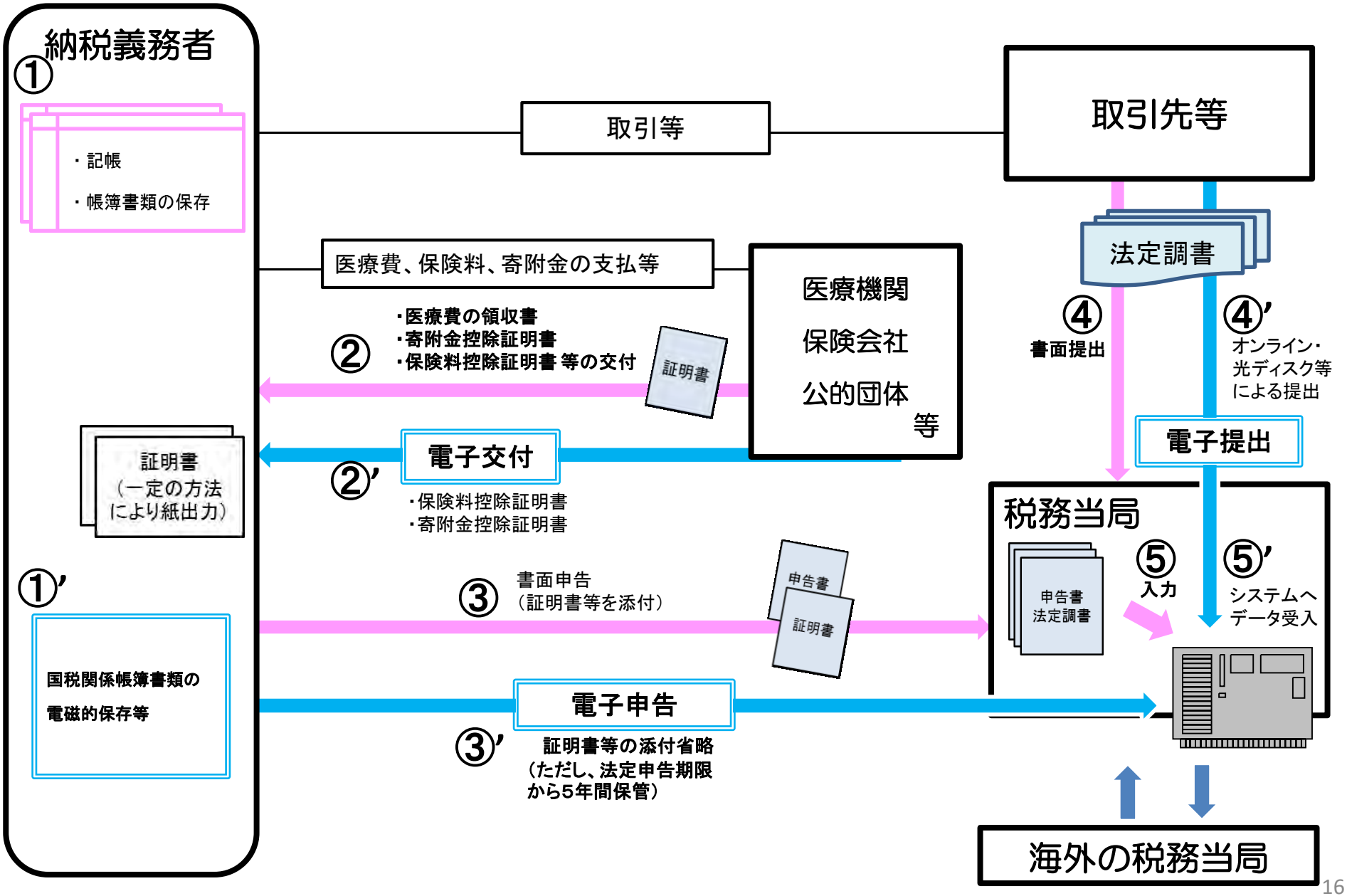

ICT化の進展に対応した主な施策

2016年10月14日
税制調査会資料

（施行開始）	電子帳簿保存	電子申告等
平成10年	・国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度の創設	
平成15年		・電子申告、電子納税の創設
平成17年	・国税関係書類のスキャナ保存制度の創設 （取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能 とする）	・法定調書の提出方法の拡充 （光ディスクによる提出を可能とする）
平成19年		・電子申告における電子証明書省略 （税理士等の代理送信の場合における本人の電子署名省略）
平成20年		・電子申告における第三者作成書類の添付省略 （例　医療費の領収書、寄附金控除の証明書等）
平成21年		・電子納税へのダイレクト納付の導入
平成26年		・法定調書の光ﾃﾞｨｽｸ等による提出義務化 （前々年に1,000枚以上提出している法定調書を対象）
平成27年	・スキャナ保存制度の対象拡大・要件の見直し （3万円以上の領収書等を対象に追加等）	
平成28年	・スキャナ保存制度の要件緩和 （スマホ等による社外における読取りを可能とする）	・電子申告における添付書類の提出方法の拡充 （イメージデータ等による提出を可能とする）
平成30年		・確定申告書に添付すべき証明書等の範囲拡充 （電子的に交付された保険料控除証明書等のうち一定 のもの）

〔電子帳簿保存の承認件数〕

	平成20年6月末		平成28年6月末
○ 帳簿書類の電磁的記録による保存等	9.0万件	→	17.7万件
○ 書類のスキャナ保存	33件	→	380件

〔オンライン（e-Tax）利用率〕

	平成19年度		平成27年度
○ 所得税申告書	18.4%	→	52.1%
○ 法人税申告書	19.6%	→	75.4%
（うち大法人等）	4.8%	→	52.1%

その他の環境変化に対応した主な施策

2016年10月14日
税制調査会資料

（施行開始）	法定調書等	加算税・延滞税・罰則	その他
平成10年	・国外送金等調書提出制度の創設 （200万円超の国外送金等が対象）		
平成15年			・租税条約に基づく情報交換に対応した質問検査権の創設
平成19年		・無申告加算税の割合の引上げ （納付税額50万円超の部分を15%から20%に引上げ）	
平成21年	・国外送金等調書の提出範囲の拡大 （100万円超の国外送金等に拡大）		
平成22年		・租税に関する罰則の引上げ （ほ脱犯の法定刑につき長期5年の懲役を10年に引上げ等）	
平成23年		・消費税の不正受還付罪の未遂罪等の創設	
平成26年	・国外財産調書制度の創設 （5千万円超の国外財産を有する居住者が対象）	・延滞税率の引下げ （特例税率の適用範囲拡大、引下げ）	・白色申告者の記帳等義務の範囲の拡大（所得300万円以下の者にも記帳・記録保存義務を拡大）
平成27年			・国外転出時特例の創設 ・国境を越えた役務提供に対する消費税の課税の見直し
平成28年	・財産債務調書制度の創設 （所得2千万円超かつ資産3億円以上の者等が対象）		・申告書や法定調書等へのマイナンバー の記載義務化 （一定の書類について不要）
平成29年		・加算税の見直し （調査通知後の修正申告に対する過少申告加算税の賦課等） （仮装隠蔽等を繰り返す者に対する重加算税等の加重措置の導入）	
平成30年			・マイナンバーによる預貯金情報 の管理義務の創設

日本の所得税の構造（イメージ）

（2017年1月現在）

個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。

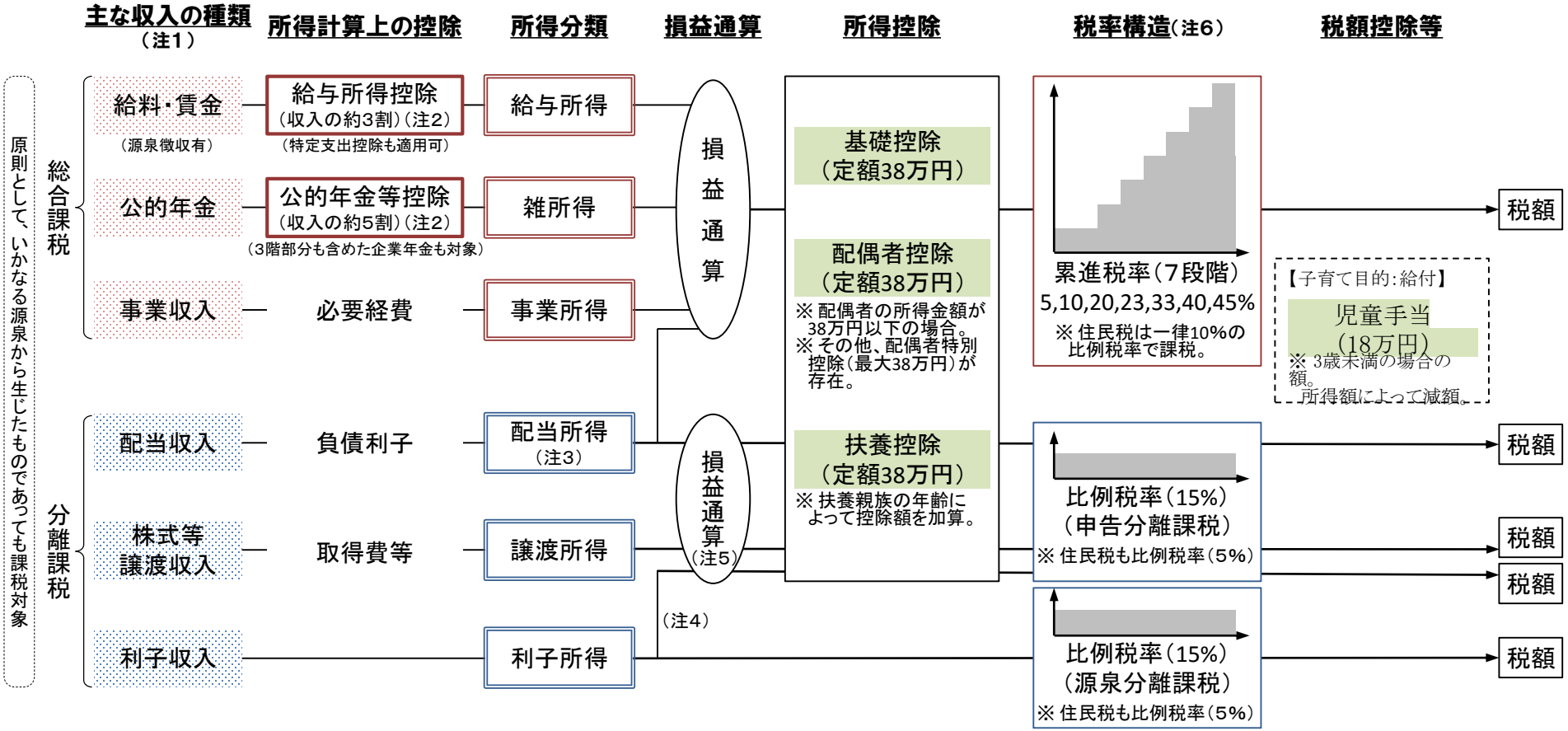

（備考1）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。
（備考2）生活保護の保護金品、児童手当及び失業等給付は、いずれも非課税。
（注1）このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。
（注2）各控除の総額を給与収入又は年金収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。
（注3）「上場株式等の配当所得」については、申告する際、総合課税（配当控除適用可・損失額は他の所得金額と通算不可）と申告分離課税のいずれかを選択可。
（注4）「特定公社債等の利子所得」は15%（住民税5%）の比例税率による申告分離課税とされ、「上場株式等の譲渡損失」との間で損益通算可能。
（注5）「上場株式等の譲渡損失」は「上場株式等の配当所得等」との間で損益通算可能であるが、「非上場株式等の譲渡損失」は損益通算不可。
（注6）別途、復興特別所得税（基準所得税額の2.1%）が課される。

ドイツの所得税の構造（イメージ）

（2017年1月現在）

個人単位課税と夫婦単位課税（二分二乗方式）の選択制

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 分離課税の対象となる金融所得は比例税率。

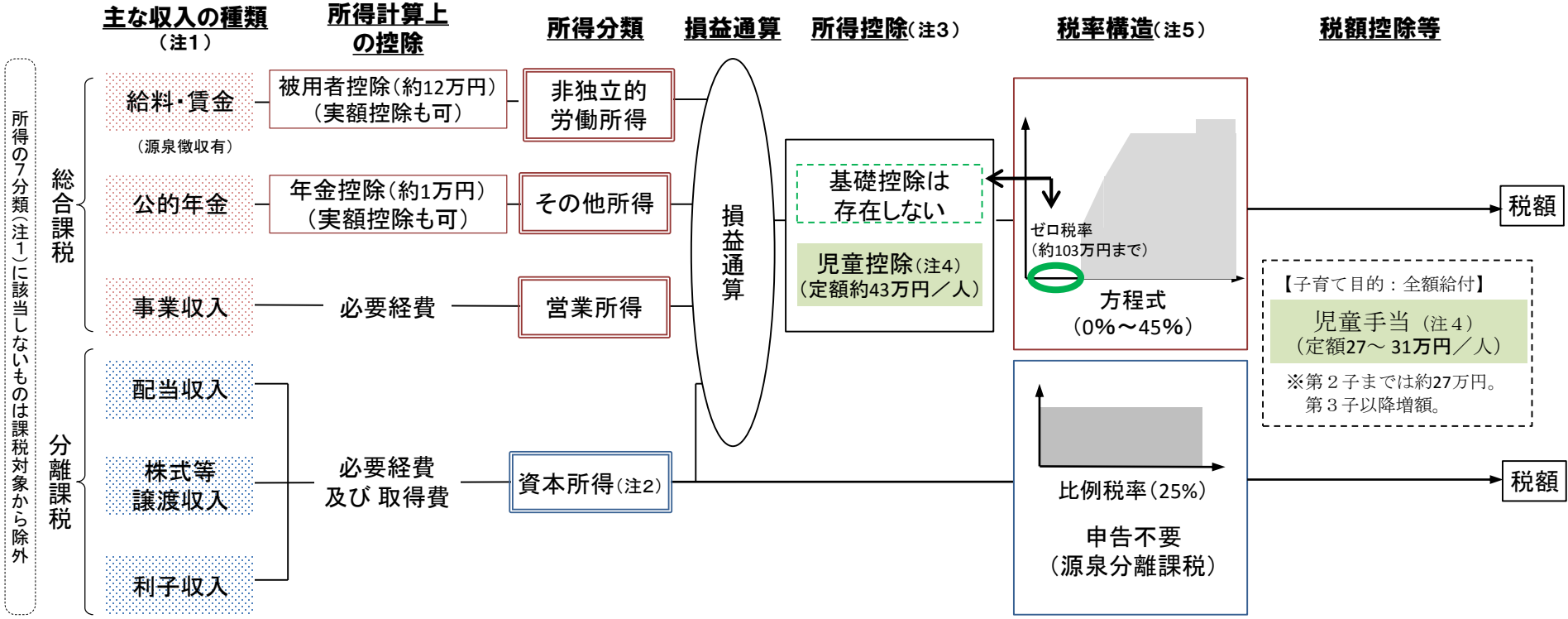

（備考1）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ＝117円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。
（備考2）生活保護、児童手当及び失業手当は、いずれも非課税。
（注1）このほか、株式等以外の譲渡収入等についても課税対象。ドイツにおける所得の7分類（上記の所得分類に加え、農業森林所得、独立的労働所得、賃貸所得）いずれにも当てはまらないものについては非課税。
（注2）資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、25%の源泉徴収税のみが課税される。
（注3）基礎控除はないが、課税所得8,820ユーロ（103万円）まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除はないが、ドイツは課税単位について個人単位課税と夫婦単位課税（二分二乗方式）の選択制を採っている。
（注4）児童控除（所得控除）と児童手当（全額給付）とを比較し、いずれか納税者に有利な方のみを適用（低所得者は児童手当、高所得者は児童控除が有利となる）。児童控除は、夫婦共同申告の場合、控除額が2倍になる。
（注5）別途、連帯付加税（所得税額の5.5%）が課される。

韓国の所得税の構造（イメージ）

（2017年1月現在）

個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因等による担税力の減殺は、所得控除及び税額控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 人的な要因等による担税力の減殺は、所得控除及び税額控除によって調整。

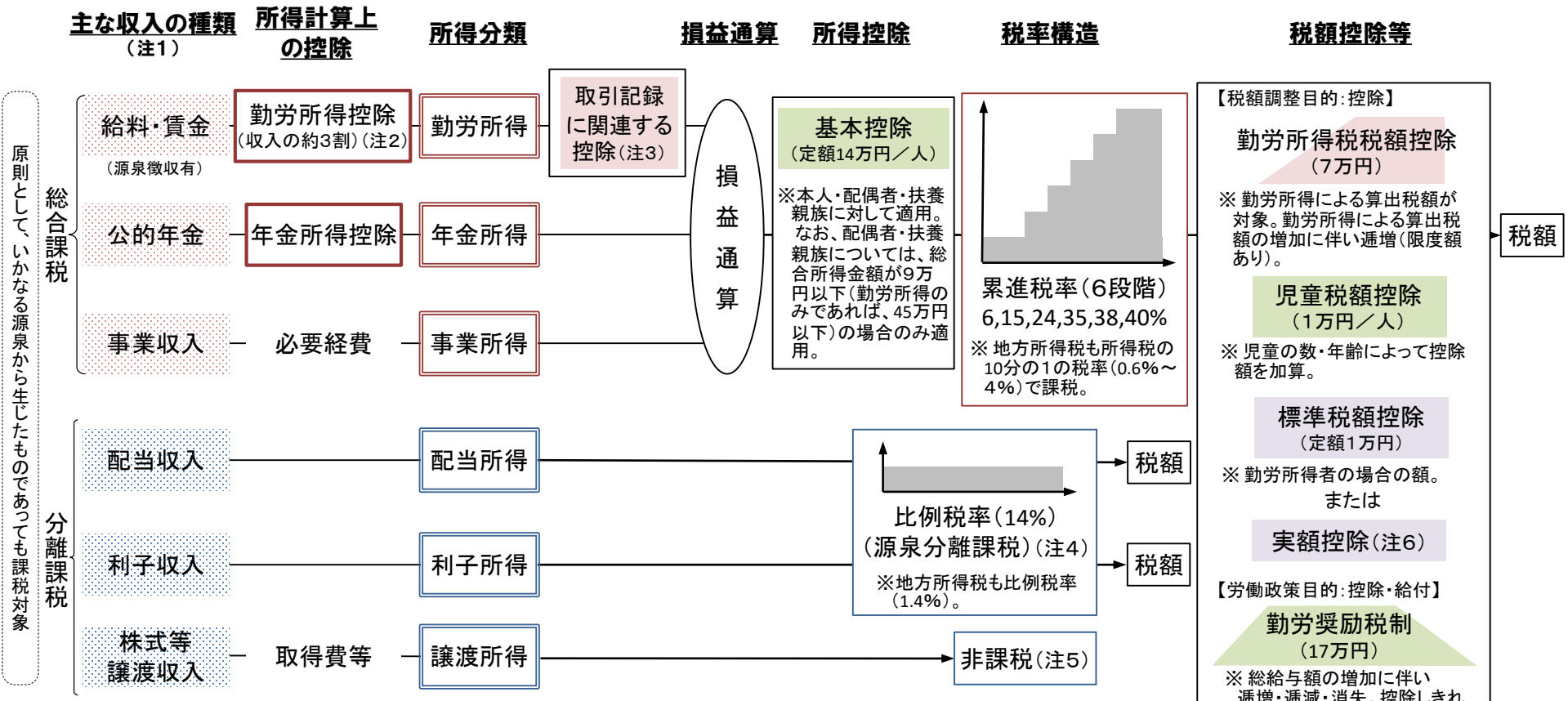

（備考1）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、100ウォン＝9円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。
（備考2）生活保護、児童手当及び失業手当はいずれも非課税。
（注1）このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、その他所得に分類。
（注2）控除の総額を給与収入の総額で除したものであり、個々の納税者に適用される控除割合とは異なる。
（注3）事業者の適正な申告に向けて、クレジットカード取引や現金領収証発行取引の記録がクレジットカード会社等から国税庁にオンラインで提供される仕組みが存在。現金取引をクレジットカード取引や現金領収証発行取引へ誘引するため、クレジットカード利用額や現金領収証受領額が給与総額の25%を超える場合に一定割合を所得控除。
（注4）配当所得・利子所得の合計が180万円を超過した場合、申告義務が生じる。超過額に対しては、源泉徴収税率と総合課税の税率のうち、税額の大きい方が適用される。
（注5）上場株式の大口株主による取引及び非上場株式の取引は、原則20%（加えて、地方所得税2%）の税率で課税される。
（注6）医療保険料控除・住宅ローン控除（所得控除）、医療費控除・生命保険料控除・教育費控除・寄附金控除（税額控除）等がある。

イギリスの所得税の構造（イメージ）

個人単位課税

（2017年１月現在）

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 形式的な所得分類は存在するが、収入類型に応じた特別な控除は存在しない。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、所得控除（消失型）によって調整。

○ 利子所得、配当所得及び譲渡所得については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用（注5）。

○ 子育て目的で全額給付の形式をとる「児童税額控除」が存在（給付措置に統合予定）。

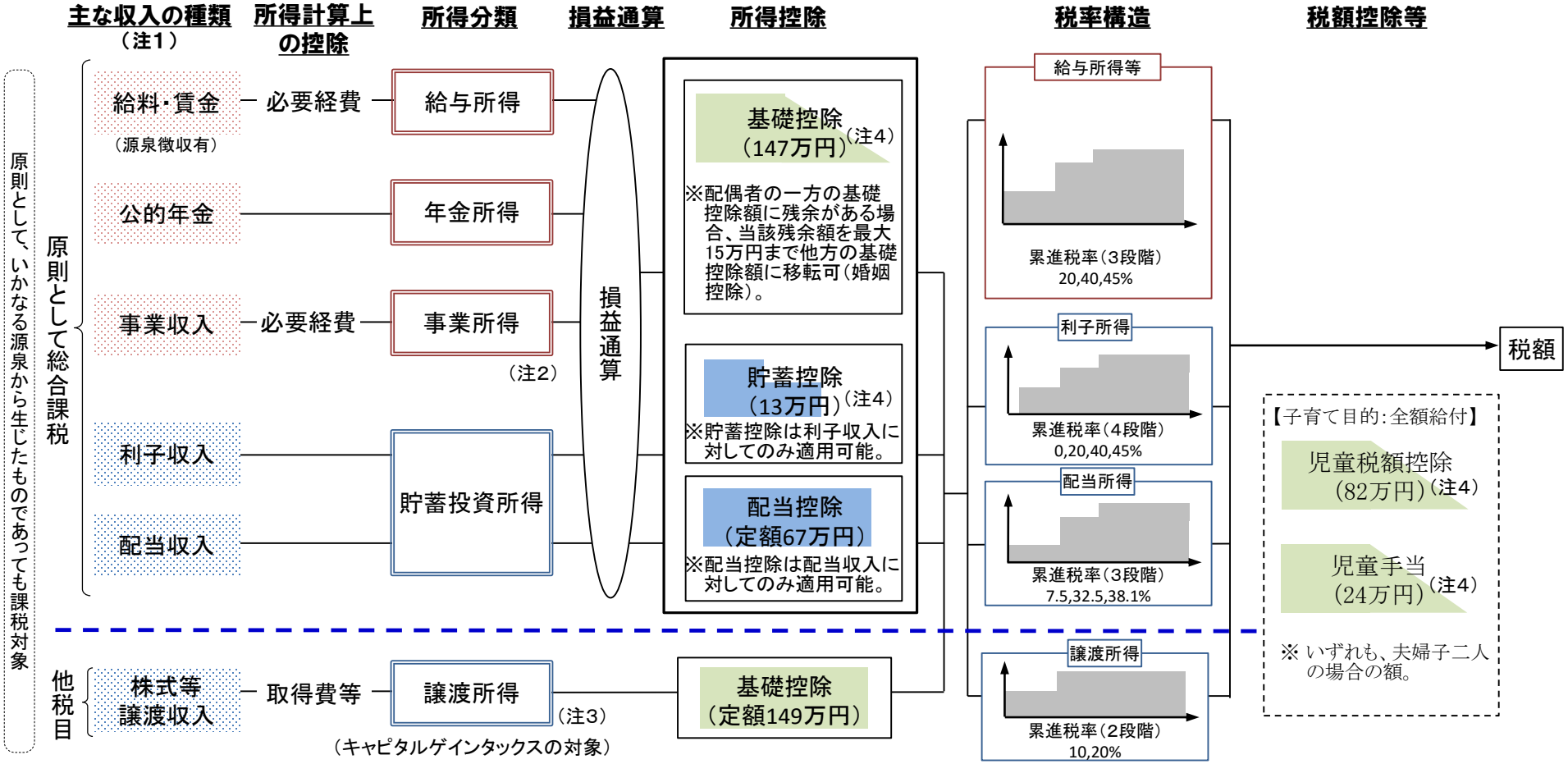

（備考１）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ポンド＝134円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。
（備考２）生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。
（注１）このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、雑所得に分類。
（注２）事業所得に損失が生じた場合、その損失を当期の他の所得及び前期の所得と通算し、なお損失が残る場合は、当期の譲渡所得と通算することができる（限度額あり）。
（注３）当期の全ての譲渡益と譲渡損及び前期から繰り越された譲渡損を通算し、なお譲渡損（純譲渡損）が残る場合は、翌期以降の譲渡益と無期限に通算することができる。
（注４）基礎控除、児童税額控除および児童手当については、所得金額の増加に伴い、逓減・消失する。また、貯蓄控除については、所得金額の増加に伴い、減額・消失する。
（注５）利子・配当・譲渡以外の所得（給与所得等）、利子所得、配当所得、譲渡所得の順に所得を積み上げて、それぞれの所得に対応する累進税率ブラケットを適用する。

スウェーデンの所得税の構造（イメージ）

（2017年1月現在）

個人単位課税

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 資本所得に対しては、勤労所得に係る最低税率とほぼ等しい比例税率で課税する二元的所得税を採用。

○ 金融所得を含む資本所得は、比例税率で課税。

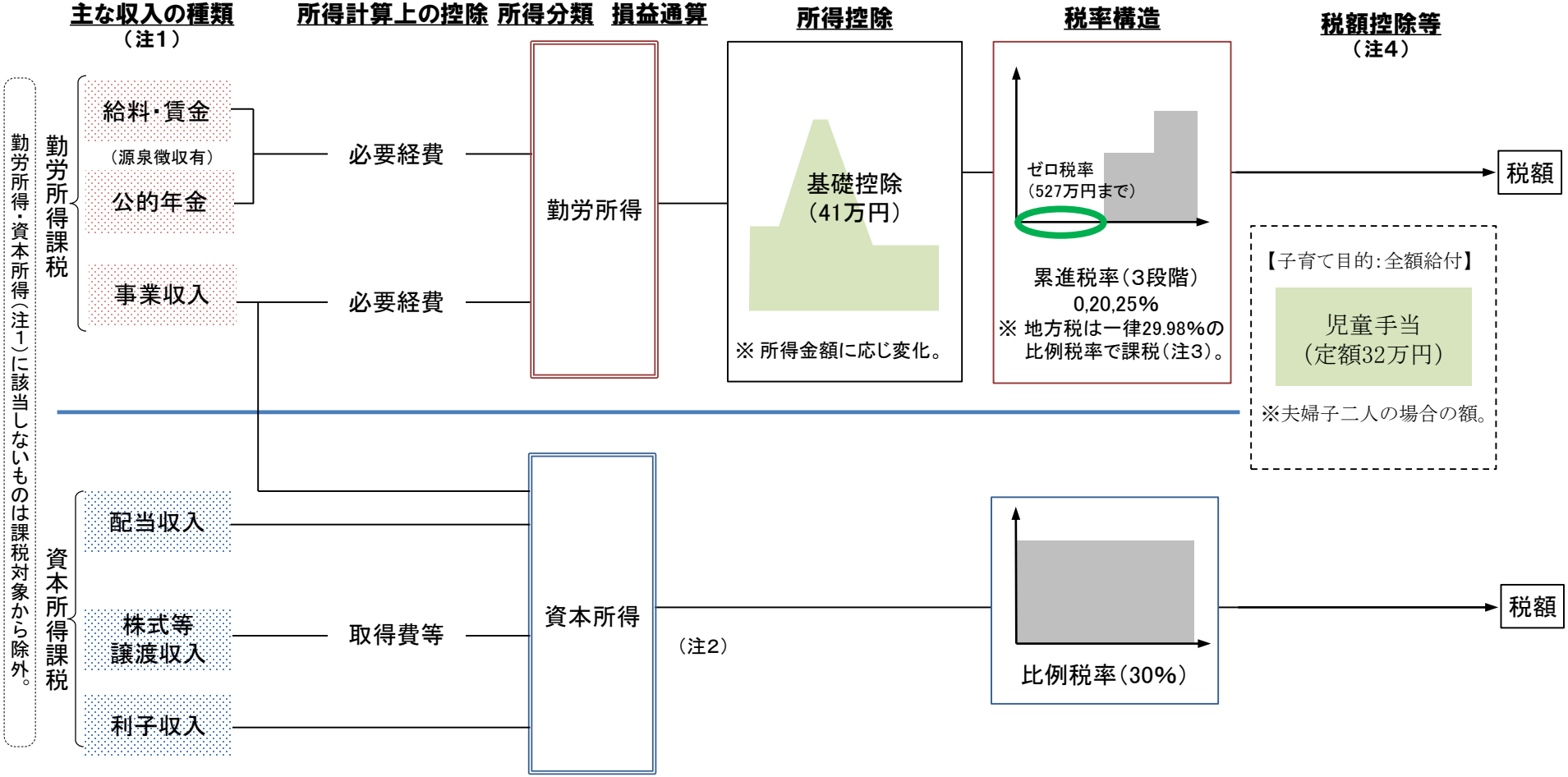

（備考1）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ＝12円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。
（備考2）生活保護及び児童手当は非課税、失業手当は課税。
（注1）このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。勤労所得・資本所得のいずれの所得分類にも当てはまらないものについては非課税。帰属家賃への課税については、1991年の二元的所得税導入時に廃止。
（注2）資本所得の損失については、資本所得の間で損益通算可能（一定の制限あり）。
（注3）ストックホルム市の場合。なお、2017年における地方税率の全国平均は32.12%である。
（注4）地方税額を控除額の上限とする勤労税額控除が存在。

エストニアの所得税の構造（イメージ）

（2017年1月現在）

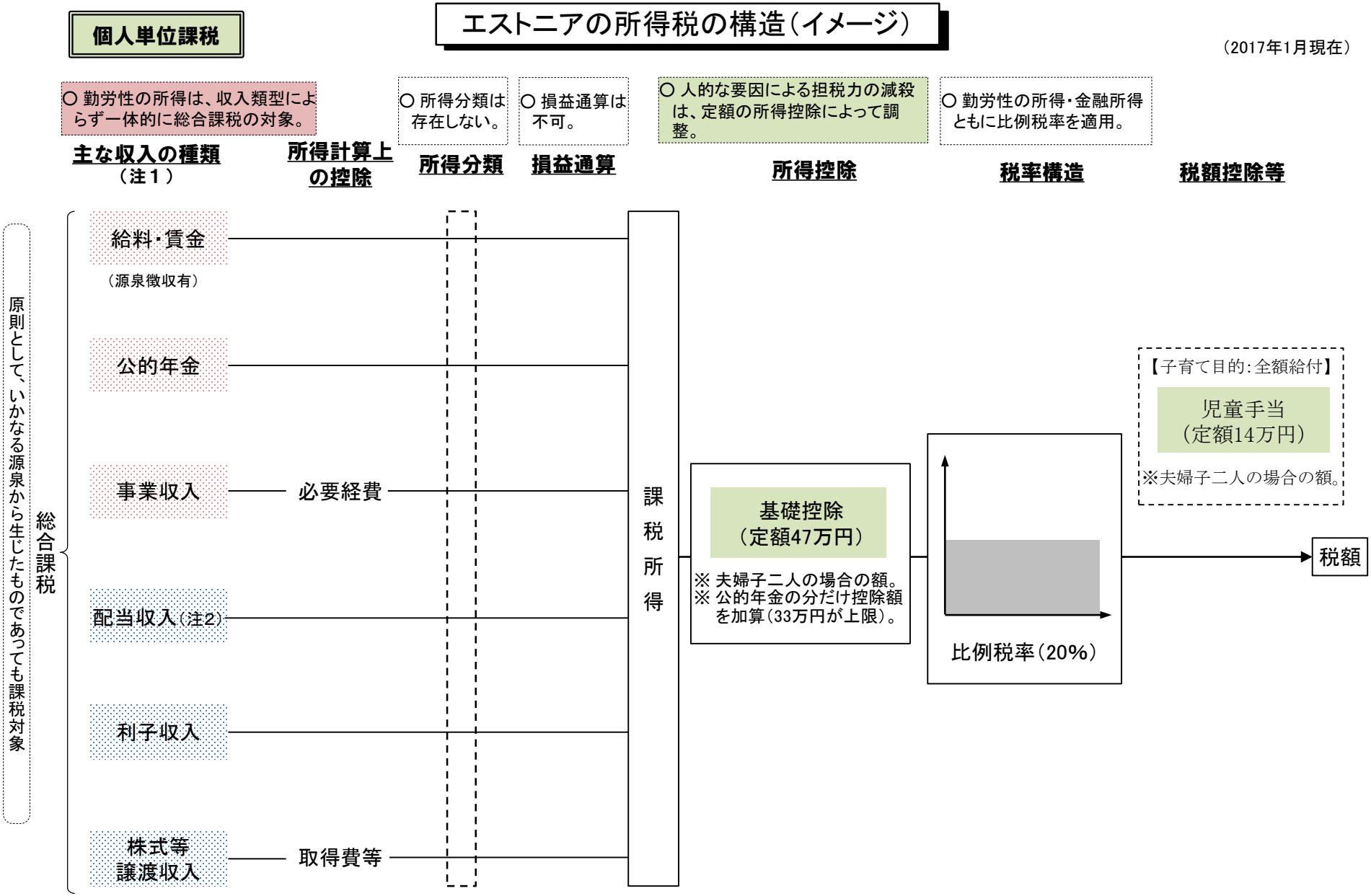

（備考1）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ＝117円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。
（備考2）生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。
（注1）このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。
（注2）内国法人からの配当収入については、当該配当の支払時に法人に対して課税。外国法人からの配当収入については、当該配当を受け取った者の課税所得に算入。

フランスの所得税の構造（イメージ）

（2017年1月現在）

世帯単位課税（N分N乗方式）

○ 勤労性の所得については、収入類型に応じた特別の控除が存在するが、その水準は低い。

○ 基礎控除はなく、ゼロ税率の適用により、一定額までの所得に対して税負担を課さない仕組みが設けられている。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

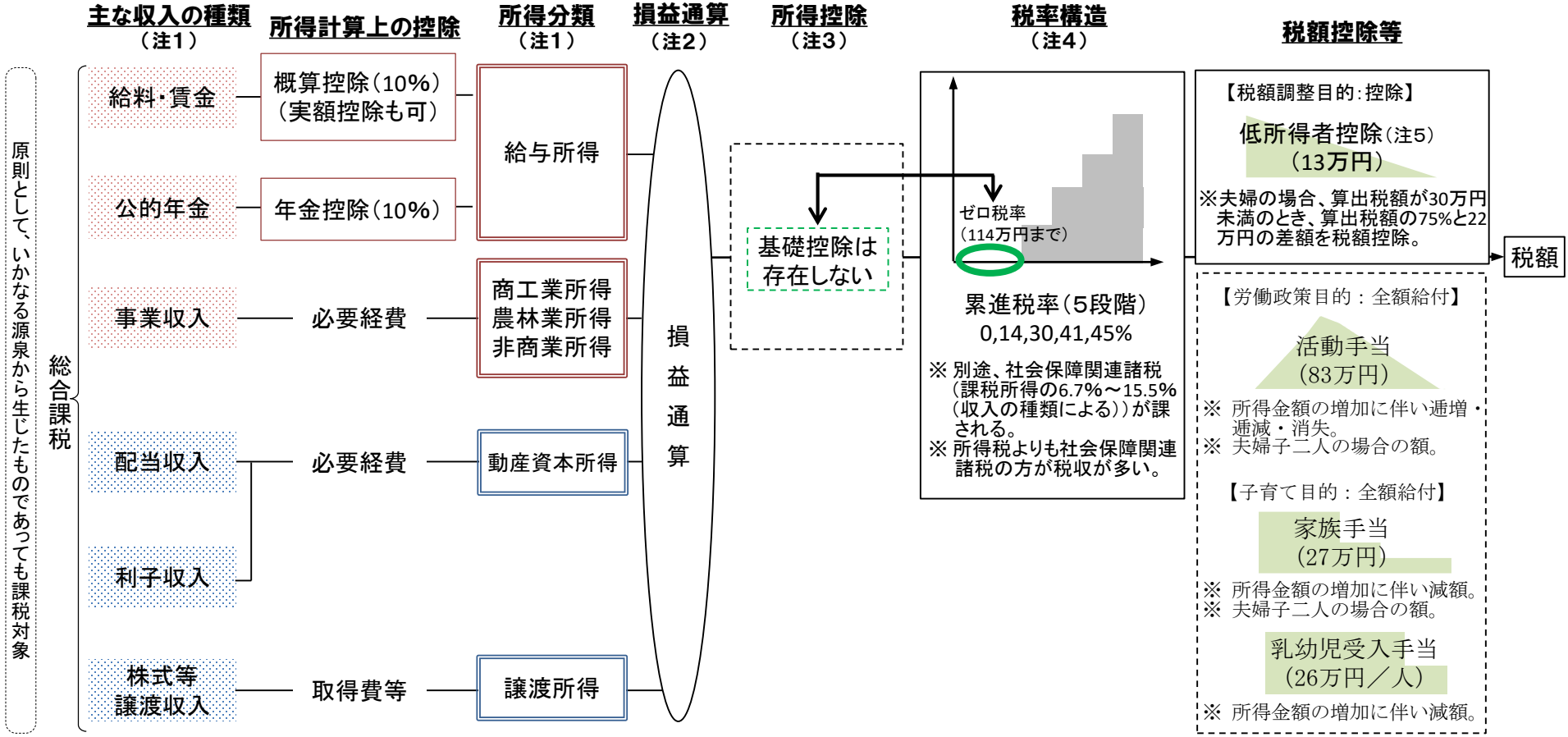

（備考1）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ユーロ＝117円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。
（備考2）生活保護及び児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。
（注1）このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、非商業所得に分類。
（注2）農林業所得、非商業所得の損失は一定の限度の下で損益通算可。動産資本所得、譲渡所得の損失は損益通算不可。
（注3）基礎控除はないが、課税所得9,710ユーロ（114万円）まではゼロ税率を適用。また、配偶者控除と扶養控除はないが、フランスは課税単位について世帯単位課税（N分N乗方式）を採っており、家族除数（N）の決定において、配偶者を有する場合には1が、扶養子女（原則として21歳未満）を有する場合には、子女一人につき0.5（3人目以降は1）が家族除数（N）に加算される。
（注4）別途、高額所得に対する所得課税（所得の0%～4%（3段階））が課される。
（注5）2017年1月から、低所得者控除が適用される世帯を含む、所得が一定額未満の世帯に対して、新たな税額控除（付加的税額控除）制度が施行されている。①既存の低所得者控除が適用されている世帯については同控除適用後の税額から、②低所得者控除が適用されない世帯についても累進税率適用後の税額から、最大20%を控除可能。

カナダの所得税の構造（イメージ）

（2017年1月現在）

個人単位課税

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 金融所得についても累進税率を適用。

○ 人的な要因による担税力の減殺の調整や労働政策目的の税額控除が存在。

原則として、いかなる源泉から生じたものであっても課税対象

総合課税

主な収入の種類（注１）	所得計算上の控除	所得分類
給料・賃金（源泉徴収有）	必要経費	給与所得
公的年金		その他所得
事業収入	必要経費	事業所得
配当収入	必要経費	資産所得
利子収入		
株式等譲渡収入	取得費等	譲渡所得

損益通算

所得控除

税率構造

一定の所得金額に最低税率を乗じた額を税額控除。

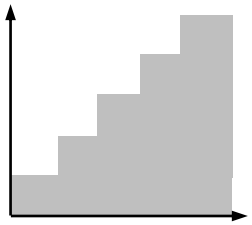

累進税率（5段階）
15,20.5,26,29,33%

※ 地方税は5.05%～13.16%の5段階の累進税率で課税（注2）。

税額控除等（注３）

【税額調整目的：控除】

基礎税額控除（定額14万円）

配偶者税額控除（14万円）

※ 配偶者の所得金額の増加に伴い逓減・消失。

【労働政策目的：控除・給付】

勤労所得手当（15万円）

※ 世帯所得金額の増加に伴い逓増・逓減・消失。控除しきれなかった分は還付。
※ 夫婦子二人の場合の額。

【子育て目的：全額給付】

児童手当（87万円）

※ 世帯所得金額の増加に伴い逓減・消失。
※ 夫婦子二人の場合の額。
※ 子の年齢に応じ変化。

→ 税額

（備考1）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1カナダドル＝81円（裁定外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。
（備考2）生活保護、児童手当は原則非課税、失業手当は原則課税。
（注1）このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。他の所得分類に当てはまらないものについては、その他所得に分類。
（注2）オンタリオ州の場合。
（注3）基礎税額控除、配偶者税額控除、勤労所得手当、児童手当の他、勤労税額控除、年金所得税額控除、社会保険料税額控除等がある。

アメリカの所得税の構造（イメージ）

（2017年1月現在）

個人単位課税と夫婦単位課税（実質的な二分二乗方式）の選択制

○ 勤労性の所得は、収入類型によらず一体的に総合課税の対象。

○ 所得分類は存在しない。

○ 全ての類型の収入に関し、統一的に用いることができる概算控除が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は所得控除（消失型）によって調整。

○ 配当収入及び長期純譲渡益については、他の所得よりも緩和された累進税率を適用（注6）。

○ 労働政策上の給付や児童手当に代わるものとして税額控除が存在。

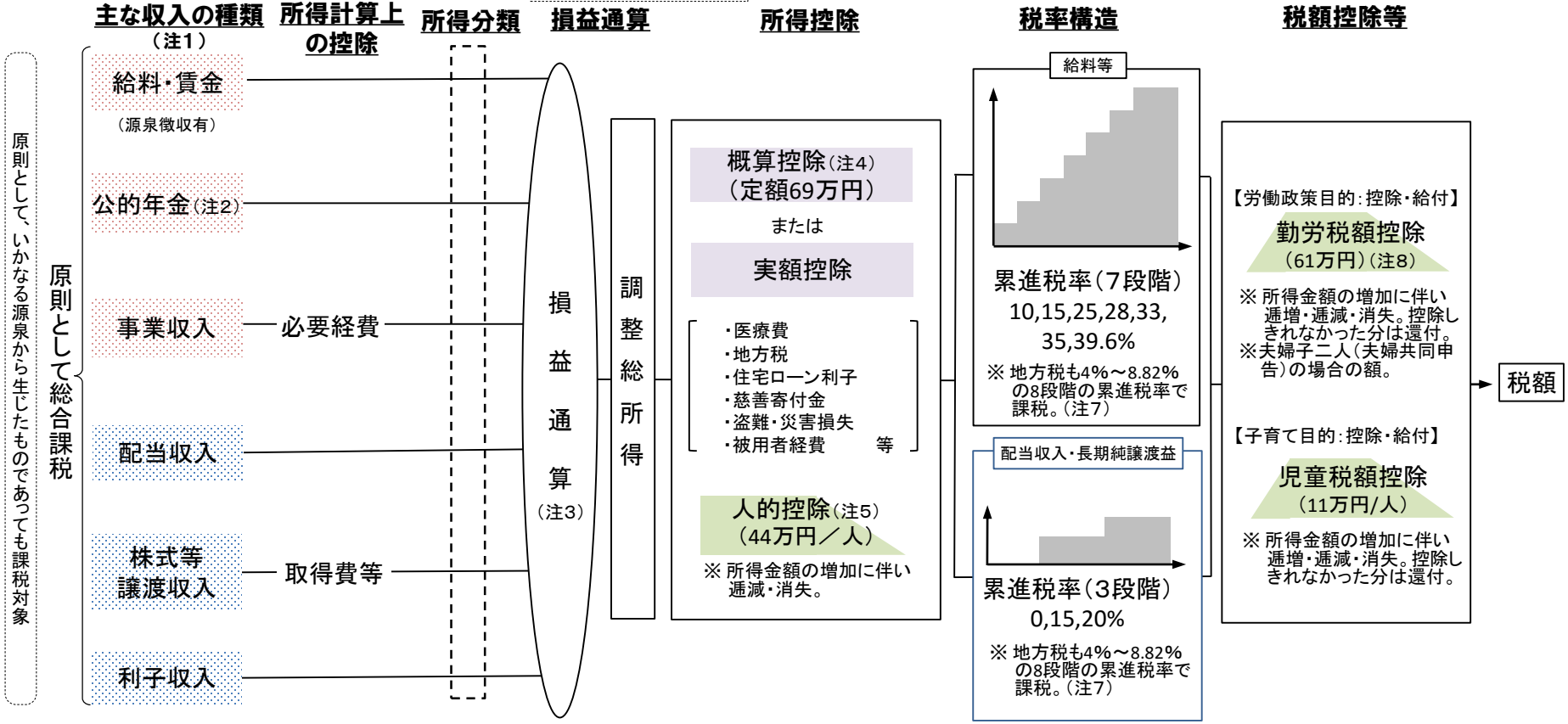

（備考1）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意。邦貨換算レートは、1ドル＝108円（基準外国為替相場：平成29年（2017年）1月中適用）。
（備考2）生活保護は非課税、失業手当は課税（児童手当は存在しない）。
（注1）このほか、株式等以外の譲渡収入や一時収入も課税対象。
（注2）公的年金（OASDI）の場合、収入に応じてその一部を総所得に算入することとされているが、企業年金の場合、そうした取扱いはない。
（注3）株式等譲渡収入については、まず短期（1年以下保有）・長期（1年超保有）ごとに通算し、次に短期純譲渡益/損と長期純譲渡益/損の通算を行う。その後、短期純譲渡損もしくは長期純譲渡損が生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドルを限度に損益通算が可能であり、短期・長期の順で他の収入と損益通算し、残った譲渡損には無制限の繰越しが認められる。
（注4）夫婦共同申告の場合、控除額は2倍になる。
（注5）本人・配偶者・扶養親族に対して適用される。
（注6）給料等、配当収入及び長期純譲渡益の順に所得を積み上げて、配当収入及び長期純譲渡益部分に対応する累進税率ブラケットを適用する。
（注7）ニューヨーク州の場合。ニューヨーク市の場合、別途市所得税（所得の2.55%～3.4%の5段階）と、付加税（市所得税額の14%）が課される。
（注8）利子・配当等の非適格所得が3,400ドルを超えない場合等にのみ適用される。

「アダム・スミスの４原則」について

項　　目	内　　容
① 公 平 の 原 則	税負担は、各人の能力に比例すべきこと。言い換えれば、国家の保護の下に享受する利益に比例すべきこと。
② 明 確 の 原 則	租税は、恣意的であってはならないこと。支払時期・方法・金額が明白で、平易なものであること。
③ 便 宜 の 原 則	租税は、納税者が支払うのに最も便宜なる時期と方法によって徴収されるべきこと。
④ 最 小 徴 税 費 の 原 則	国庫に帰する純収入額と人民に給付する額との差は、なるべく少なくすること。

「ワグナーの４大原則・９原則」について

項　　目	内　　容
①財政政策上の原則	**・課税の十分性** 財政需要を満たすのに十分な租税収入があげられること。 **・課税の弾力性** 財政需要の変化に応じて租税収入を弾力的に操作できること。
②国民経済上の原則	**・正しい税源の選択** 国民経済の発展を阻害しないような正しい税源を選択すべきこと。 **・正しい税種の選択** 租税の種類の選択に際しては、納税者への影響や転嫁を見極め、国民経済の発展を阻害しないで、租税負担が公平に配分されるよう努力すべきこと。
③公正の原則	**・課税の普遍性** 負担は普遍的に配分されるべきこと。特権階級の免税は廃止すべきこと。 **・課税の公平性** 負担は公平に配分されるべきこと。すなわち、各人の負担能力に応じて課税されるべきこと。負担能力は所得増加の割合以上に高まるため、累進課税をすべきこと。なお、所得の種類等に応じ担税力の相違などからむしろ異なった取扱いをすべきこと。
④租税行政上の原則	**・課税の明確性** 課税は明確であるべきこと。恣意的課税であってはならないこと。 **・課税の便宜性** 納税手続は便利であるべきこと。 **・最小徴税費への努力** 徴税費が最小となるよう努力すべきであること。